

EU 輸入品目規制

飲料に関する規制 詳細

1. ボトル詰ミネラルウォーターなど飲料水に関する規制.....	1
2. 蒸留酒（スピリッツ）に関する規制	5
3. ワインに関する規制	7
4. ワイン・蒸留酒（スピリッツ）に関する容量規制	10
5. その他、アルコール飲料に係る規制	11

1. ボトル詰ミネラルウォーターなど飲料水に関する規制

(1) 適用法令

人の消費向けの水の品質に関する 2020 年 12 月 16 日付欧州議会・理事会指令 2020/2184 (改正飲料水指令)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32020L2184>

ナチュラルミネラルウォーターの水源開発と商業化に関する 2009 年 6 月 18 日付欧州議会・理事会指令 2009/54/EC (2009 年 6 月 26 日付官報 L164 掲載)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009L0054>

ナチュラルミネラルウォーターの構成成分に関する一覧の作成、濃度上限およびラベル表示の要件、および、ナチュラルミネラルウォーターおよび水源水の処理に高濃度オゾンガスを使用する条件を設定する 2003 年 5 月 16 日付欧州委員会指令 2003/40/EC (2003 年 5 月 22 日付官報 L126 掲載)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32003L0040>

ナチュラルミネラルウォーターおよび水源水からフッ化物を除去するために活性アルミナを使用する条件を規定する 2010 年 2 月 9 日付欧州委員会規則 115/2010 (2010 年 2 月 10 日付官報 L37 掲載)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32010R0115>

(2) 概要

ボトル詰飲料水の EU 域内での流通には、一般的な食品衛生基準を遵守することが前提となる（ジェトロ：「[EU 輸入品目規制 食品、農水産品に対する規制、検疫、輸出入ライセンス 詳細](#)」参照）。ボトル詰飲料水は「ナチュラルミネラルウォーター（natural mineral water）」と「水源水（spring water）」、およびこれらに含まれない「その他ボトル詰飲料水」に分類され、定義、採水、処理、安全性、ラベル表示などの要件が設けられている。

「ナチュラルミネラルウォーター」は、汚染から保護された地下水源に由来し、寄生虫や細菌など人体の健康に害を及ぼす成分を含まない清浄な飲用水であり、殺菌および一部を除く化学処理は禁止されている。水源地で直接ボトル詰めすることが求められ、加盟国当局が承認した地下水源から採水された水のみが対象となる。固有のミネラル成分や微量成分の含有量や構成は、安定していなければならない。欧州委員会は、加盟国が認定したナチュラルミネラルウォーターを官報で公表するとともに、そのリストを、ウェブサイトで公開している。

ナチュラルミネラルウォーターに関する欧州委員会ウェブサイト：

https://food.ec.europa.eu/safety/labelling-and-nutrition/natural-mineral-waters-and-spring-water_en

認定されたナチュラルミネラルウォーターの一覧：

https://food.ec.europa.eu/document/download/ec4fbcc0-7185-4dce-820a-27f7e2653dad_en?filename=labelling-nutrition_mineral-waters_list_eu-recognised_1.pdf

(2025 年 2 月 28 日時点)

※随時更新されるため、リンク切れの場合は、上記、欧州委員会ウェブサイト内の「lists of natural mineral waters officially recognised」を参照。

「水源水」は、地下水を源泉とし、人体の健康に害を及ぼす成分を含まないこと、ラベリングの要件など多くの点で、ナチュラルミネラルウォーターと同様の条件を満たす必要があるが、ミネラル成分の含有量や構成を保持する要件までは求められない。

「その他のボトル詰飲料水」は、前述以外のボトル詰飲料水を指す。地下水だけでなく、表層水や水道水なども水源となり得る。飲料水に係る EU や加盟各国の法令に準拠する必要があるものの、原則として殺菌や化学的処理は禁止されない。

欧州議会・理事会指令 2020/2184

「改正飲料水指令」と呼ばれる欧州議会・理事会指令 2020/2184 (2021 年 1 月 12 日発効) は、汚染による悪影響から人体の健康を保護し、かつ、清浄な水質を維持することを目的に、飲料水一般に関する包括的なルールを定めている。本指令は、ボトル詰飲料水については、水源水とその他ボトル詰飲料水に適用され、ナチュラルミネラルウォーターは対象外となる。

本指令は、水質の維持のための措置やモニタリング、水質基準が満たされなかった場合の対応の実施、飲料水の水質に関する報告書の公開などを加盟国に義務付けている。また、欧州環境庁 (EEA) が加盟国の飲料水の水質をまとめた報告書を公開し、欧州委員会が微生物や化学物質などに関する基準値の見直しを行うよう定めている。サプライチェーン全体に

わたるリスク査定・管理手続きが要求され、内分泌攪乱物質であるビスフェノール A やマイクロプラスチックなどの化学物質の基準値も設定された。また、一部の基準値は旧指令より厳格化された。さらに、飲料水の抽出・処理・貯蔵・輸送に使用される接触材に関して、欧州委員会が、使用可能な物質とその使用条件を含めた最低限の統一衛生要件を委任立法で規定する予定である（原則 2021 年 1 月 12 日から 5 年以内に）。消費者向けの情報提供義務（水質、価格、家計当たりの消費量、供給業者に関する情報、リスク評価、漏水情報など）も規定されている。

本指令の付属書 I には水質検査の項目とその上限となる基準値が記載されている。付属書 I パート A には微生物に関する項目、パート B には化学物質に関する項目、パート C には指標項目（アルミニウムやアンモニア、塩化物など化学物質の含有量、色、匂い、味など）、パート D には配水システムのリスク査定時の項目が掲載されている。加盟国は、付属書 I に含まれない項目や、同付属書よりも厳しい基準を設定することができる。

付属書 II は、水質のモニタリングに関する最低要件を、付属書 III は、水質検査における各項目の分析方法に関する詳細を定めている。そして、付属書 IV に、消費者向けに提供すべき情報が示されている。

欧州議会・理事会指令 2009/54/EC

欧州議会・理事会指令 2009/54/EC はナチュラルミネラルウォーターに関して EU 域内で共通の定義を定め、微生物に関する水質基準や、「ナチュラルミネラルウォーター」と「水源水」の呼称の利用条件、ラベル表示、成分の含有量に応じて許容される表示など、共通ルールを規定する。加盟国当局がナチュラルミネラルウォーターだと認定した、第三国からの輸入品に対しても同様に適用される。

ナチュラルミネラルウォーターおよび水源水は、殺菌処理などの加工処理は原則禁止されているが、ろ過や傾斜法による鉄や硫黄化合物など不安定な成分の除去、高濃度オゾンガスによる鉄、マンガン、硫黄、ヒ素などの分離など限られた処理が許容される。特に、高濃度オゾンガスなどによる処理に当たっては、欧州委員会が定める条件を順守し、管轄当局に通知する必要がある。また、二酸化炭素の除去、二酸化炭素の追加によって炭酸水にする処理も許容される。さらに、水源開発を行う者は、水源が汚染リスクから守られるよう対策をとり、衛生面の注意を払うことが義務づけられており、微生物に関する基準と分析手法も規定されている。なお、ナチュラルミネラルウォーターを、最終消費者への販売用の容器以外の容器に入れて搬送することは禁止されている。

ナチュラルミネラルウォーターのラベル表示は、食品ラベル表示の一般原則に準拠する

が（ジェトロ：「[EU 輸入管理その他 食品ラベル表示、添加物に関する規制](#)」参照）、特徴的な成分も記載した成分分析表、水源の名称および水源開発を行っている場所、行った処理を表示することが義務付けられている。また、成分の含有量に応じて許容される表示は付属書 III に掲載されている。例えばカルシウムの濃度が 1 リットルあたり 150 ミリグラムを超える場合は「カルシウムを含む」と表示できる。

本指令で規定される微生物に関する基準やラベル表示の規定は、水源水に対しても適用される。

なお、第三国からの輸入品のナチュラルミネラルウォーターとしての認定は、輸入側の EU 加盟国当局が行う。その際、当該輸入品が指令 2009/54/EC の付属書 I 第 1 部に定められたナチュラルミネラルウォーターの定義を満たし、水源利用のための設備の要件を定めた付属書 II 第 2 項の適用が、水源が存在する第三国の当局により定期的に検証されていることの認証が要求される。第三国当局による認証の有効期限は 5 年以内と定められている。

2020 年 12 月末に英国の EU 離脱に伴う移行期間が終了し、英国は EU を完全に離脱したことにより、英国は EU 域外国扱いとなった。そのため、英国で採水されたナチュラルミネラルウォーター、並びに、英国が認定した EU 域外国で採水されたナチュラルミネラルウォーターは、他の EU 加盟国の管轄当局による新たな認可がない限り、ナチュラルミネラルウォーターとして EU 市場に上市ができない。ただし、移行期間の終了前に既に上市されている製品についてはこの限りでない。

欧州委員会指令 2003/40/EC と欧州委員会規則 115/2010

欧州委員会指令 2003/40/EC は、健康に悪影響を及ぼし得るナチュラルミネラルウォーターのミネラル成分の含有量の上限を設定している。ヒ素、バリウム、フッ化物、ホウ素、マンガンなどの成分毎に基準値が定められている。特に、フッ化物の濃度が 1 リットルあたり 1.5 ミリグラムを超える場合、7 歳未満の子供の飲用には適さないことを示すラベル表示が求められる。

また、鉄、マンガン、硫黄、ヒ素を分離するために行われる高濃度オゾンガスによる浄水処理の使用条件も規定され、オゾン処理された水は、その旨のラベル表示が必要となる。この条件は水源水にも適用される。

指令 2003/40/EC はナチュラルミネラルウォーターについて、指令 2020/2184 は水源水についてフッ化物の最大濃度を定めている。事業者が両指令を順守できるよう、欧州委員会規則 115/2010 は、フッ化物の除去処理のための活性アルミナの使用条件を定めており、使用の 3 カ月前までに管轄当局に通知すること、フッ化物除去処理が行われた水には、適切なラ

ベル表示を行うことを規定している。

2. 蒸留酒（スピリッツ）に関する規制

(1) 適用法令

蒸留酒の定義・銘柄・表示・ラベル、その他の食品の表示やラベルへの蒸留酒の名称使用、蒸留酒の地理的表示の保護、エチルアルコールの使用、アルコール飲料に含まれる農産品由来の蒸留物に関して、規則 110/2008 を廃止する 2019 年 4 月 17 日付欧州議会・理事会規則 2019/787 (2019 年 5 月 17 日付官報 L130 掲載) (規則 2021/723、2021/1235、2024/1143 により改正)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R0787>

(改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照)

特定の蒸留酒の相互承認に関し、EU と第三国の合意を適用する 2009 年 10 月 7 日付欧州委員会規則 936/2009 (2009 年 10 月 8 日付官報 L264 掲載)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R0936>

(2) 概要

欧州議会・理事会規則 2019/787 (2021 年 5 月 25 日全面適用開始) は、蒸留酒（スピリッツ）の定義と種別、名称、ラベル表示、地理的表示（GI）の保護に関するルールを規定している。名称を含む複合語の使用や言及に関するルールや GI の登録・変更手続きなどの詳細な規定が盛り込まれている。EU 域内の生産品（輸出向けを含む）だけでなく、輸入品も含めて EU 市場に上市されるすべての蒸留酒に適用される。加えて、EU では、蒸留酒について容量規制が設けられており、一定サイズの容器（蒸留酒は原則、100 ミリリットル (ml)、200ml、350ml、500ml、700ml、1,000ml、1,500ml、1,750ml、2,000ml の 9 種類）でのみ販売が認められている（詳細は、下記「4. ワイン・蒸留酒（スピリッツ）に関する容量規制」参照）。なお、日本産の単式蒸留焼酎については、同規則 2019/787 により、四合瓶または一升瓶での EU 向け輸出も可能となっている（詳細は後述）。

蒸留酒の定義と種別

同規則が対象とする蒸留酒は、固有の感覚刺激特性を有し、アルコール度数が原則 15% 以上であること、さらに、製造方法が蒸留や、農産品由来のエチルアルコール・蒸留液などへの浸漬、または蒸留酒とその他の蒸留酒や農産品由来のエチルアルコール・蒸留液の混合によって製造されたものなどとなる（規則 2019/787 第 2 条）。特に、蒸留酒の技術的な定義と要件は、同第 4 条に詳細にまとめられている。

さらに、付属書 I には、ラム、ウイスキー、ブランデー、ウォッカなど 44 の蒸留酒の分類について、アルコール度数や原材料、製造法、販売呼称（sales denomination）などが詳細に規定されている。なお、一定の条件を満たす場合は、付属書 I に掲載されていないものも蒸留酒として認められる。また、加盟各国は、自国で製造される蒸留酒の製造方法、銘柄、表示、ラベルについて、より厳格なルールを設けることができる一方、規則 2019/787 に準拠した蒸留酒の輸入、販売、消費を禁止・制限することはできない。

蒸留酒の銘柄・表示・ラベル

蒸留酒にも一般的な食品表示に関する規制が適用される（ジェトロ：「[EU 輸入管理その他 食品ラベル表示、添加物に関する規制](#)」参照）。さらに、規則 2019/787 の付属書 I のいずれかの分類に該当する蒸留酒は、それぞれの分類に記載された販売呼称を銘柄、表示、ラベルに記載しなければならない。第 2 条に定められた蒸留酒の要件を満たすものの、付属書 I に該当する分類のないものは「蒸留酒（spirit drink）」の記載が必要となる。

付属書 I に記載された販売呼称および電子登録簿に記載された保護対象となる地理的表示（後述）については、他の単語と組み合わせた場合や、アルコールや他の蒸留酒と混合した場合の表示ルールが定められている。また、アルコールの原材料の表示や「ブレンド（「blend」、「blending」、「blended」）という単語の使用、熟成期間の表示に関するルールなどが定められている。

これらの事項は、原則として少なくとも 1 つの EU の公用語によって消費者に分かり易く提示する必要がある。EU 域外の第三国から輸入された蒸留酒については、少なくとも 1 つの EU の公用語で提示されているのであれば、当該第三国の公用語での表記を行うこともできる。

この他、蒸留酒の販売呼称と他の単語を組み合わせる場合や、食品一般の表示において、蒸留酒の販売呼称や保護された地理的表示に言及する場合などの細則は、規則 2019/787 に規定されている。

地理的表示の保護

蒸留酒の固有の品質・評価・特性が主にその原産地に紐づけられる場合については、原産地の地理的表示の登録と保護が規定されている。電子登録簿に掲載された蒸留酒の地理的表示が保護対象となり（後述）、保護された蒸留酒と類似する同規則対象外の製品に当該表示を利用したり、本当の原産地が表示されていたとしても、保護対象となる地理的表示を悪用・模倣・喚起したりすることは禁じられている。

EU 域内で製造される蒸留酒の地理的表示の登録申請は、原産国となる加盟国が欧州委員会に行うが、域外の第三国を原産とする場合は、原産国でその表示が保護されていることの証明とともに、当該第三国の当局を通じて、または、直接、欧州委員会に申請する。申請には、蒸留酒の名称と分類、物理的・化学的・感覚刺激などの特性、保護対象となる原産地の定義、製造方法、地域の環境とのつながりなどを記述した製品仕様書 (product specification) を添付する (規則 2019/787 に基づき 2019 年 6 月 8 日より前に提出された「技術文書」 (technical file) は「製品仕様書」と見なされる)。この製品仕様書の仕様が順守されない場合、欧州委員会は、地理的表示の登録を抹消する決定を行う。地理的表示の登録・抹消手続きの細則、および申請書や製品仕様書などの記載項目は規則 2019/787 に記載されている。規則 2019/787 により、一般公開された地理的表示の電子登録簿の創設が規定された。そして、電子登録簿への登録申請、修正、抹消等の詳細ルールは委任規則 2021/1235 で定められている。また、2019 年 6 月 8 日以降、名称が GI として認められた蒸留酒については、GI の保護対象であることを示すロゴをラベル表示に利用することが認められた。

EU 域外で製造された蒸留酒の保護

EU は、米国およびメキシコと、特定の蒸留酒の相互承認とその保護に合意している。これらの合意を実施する欧州委員会規則 936/2009 (2009 年 10 月 28 日適用開始) は、米国産のテネシー・ウィスキー (Tennessee Whisky/Tennessee Whiskey) やメキシコ産のテキーラ (Tequila) などの銘柄は EU 域内でも、両原産国の法令を順守した蒸留酒のみに使用でき、規則 2019/787 に基づく保護・管理の対象となることを規定する。

また、日 EU 経済連携協定 (EPA) の発効によって、日本産の蒸留酒として壱岐、球磨、琉球 (りゅうきゅう)、薩摩の地理的表示が EU 域内でも保護の対象となる。さらに、前述のとおり EU 域内で販売できる蒸留酒の容量サイズは制限されているが (下記「4. ワイン・蒸留酒 (スピリッツ) に関する容量規制」参照)、日本産の単式蒸留焼酎については、同 EPA に準じて、四合瓶または一升瓶での EU 向け輸出も可能となり、規則 2019/787 にも盛り込まれた。なお、規則 2019/787 に基づく蒸留酒の管理は加盟国が行うこととされており、実際の運用は各加盟国に委ねられる。欧州委員会は年間 4 回程度の蒸留酒委員会を通じ、同規則の運用に関して加盟国と情報交換を行うこととなっている。

3. ワインに関する規制

(1) 適用法令

農産品の共通市場制度を創設し、理事会規則 922/72、234/79、1037/2001、1234/2007 を廃止する 2013 年 12 月 17 日付欧州議会・理事会規則 1308/2013 (2013 年 12 月 20 日付官報 L347 掲載) (規則 2019/934、2020/419、2020/760、2020/2220、2021/2117、2022/2104、

2024/1143 などにより改正)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32013R1308>

(改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照)

原産地呼称、地理的表示およびワイン産業の伝統的用語の保護についての申請、異議申立て手続き、使用制限、製品仕様の修正、保護措置の停止、ラベル表示に関して欧州議会・理事会規則 1308/2013 を補足する 2018 年 10 月 17 日付欧州委員会委任規則 2019/33 (2019 年 1 月 11 日付官報 L9 掲載) (規則 2021/1375 により改正)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R0033>

(改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照)

原産地呼称、地理的表示およびワイン産業の伝統的用語の保護についての申請、異議申し立て手続き、製品仕様の修正、保護対象名称の登録簿、保護措置の停止、記号の使用に関して欧州議会・理事会規則 1308/2013 を適用するルール、並びに、適切な検査システムに関して欧州議会・理事会規則 1306/2013 を適用するルールを規定する 2018 年 10 月 17 日付欧州委員会実施規則 2019/34 (2019 年 1 月 11 日付官報 L9 掲載) (規則 2025/26 により改正)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R0034>

(改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照)

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 (日 EU 経済連携協定)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_004215.html

(2) 概要

ワインは、EU の共通農業政策 (CAP) における農産品の共通市場制度 (CMO) の対象となっている。CMO の枠組みを規定する欧州議会・理事会規則 1308/2013 (2013 年 12 月 20 日発効) はワインについて、生産者の競争力の向上、需給バランスの維持、伝統と生産者の正当な利益の保護、消費者の保護を目的に、ワインの定義や使用可能なブドウ品種、醸造法、原産地呼称・地理的表示の保護、ラベル表記や、輸出入に関するルール、産地に応じたアルコール度数、総酸度などの基準を定めている。加えて、EU では、ワインについても容量規制が設けられており、一定サイズの容器でのみ販売が認められている (詳細は、下記「4. ワイン・蒸留酒 (スピリッツ) に関する容量規制」参照)。

欧州委員会委任規則 2019/33 は、ワインの品質・特性と明確に関連付けられる原産地呼称・地理的表示・その他伝統的用語の保護に関するルールを規定している。申請条件や当局による評価・承認手続き、異議申し立て手続きの詳細に加え、生産者による仕様変更への対応、ワイン製品固有のラベル表示やボトル容器の条件などについて明瞭化を図っている。ま

た、欧州委員会実施規則 2019/34 は、原産地呼称・地理的表示・その他伝統的用語の登録申請等の実務的取り扱いを補足するとともに、保護対象名称の登録簿（一般公開される電子的なデータベース）、管轄当局による検査・監査手続きなどについても定めている。

EU で輸入が認められるワインは、規則 1308/2013 に従った醸造方法または国際ブドウ・ワイン機構 (OIV) が推奨し公表しているワイン醸造方法により生産されたものに限られる。さらに、これらの醸造方法を遵守していることを証明するため、ワイン生産国の公的機関が発行した証明及び分析報告等を当該貨物に添付しなければならない。日本では、欧州委員会に登録された証明書及び分析報告書発行機関として独立行政法人酒類総合研究所が、2007 年からこれらの書類の発行業務を実施している。EU 向け輸出ワインの証明書及び分析報告書の発行手続きについては、以下のウェブサイトを参照。

[「EU 及び北アイルランド向け輸出ワインに関する証明書の発行について」](#)（酒類総合研究所）

日 EU 経済連携協定 (EPA) の発効により、ワインに対する関税は、双方向ともに即時撤廃となり、ワインの地理的表示として「山梨」が EU 市場でも認められている。非関税措置に関しては、相互のワインの醸造法が容認され、日本の国内法「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準（平成 27 年 10 月国税庁告示第 18 号）」により国税庁が定義する「日本ワイン」について、EU 市場への輸出が可能となった。また、EU への日本産ワインの輸出に際して、EU 登録機関である酒類総合研究所が発行する、規則 1308/2013 などの順守を示す証明書の添付が義務づけられていたが、2019 年 2 月 1 日から、ワイン生産者の自己証明が証明書として十分なものと認められるようになった。主要なワイン添加物については、日本と EU のそれぞれが、認可添加物の指定手続きを開始することになり、相互承認により相互に輸出拡大が期待される。

日 EU・EPA に基づき日本ワインを EU 向けに輸出するための自己証明を作成できるのは、酒類総合研究所により承認を受け、欧州委員会に通報・公表された生産者に限られる。EU 域内に向けて 1 貨物あたり 100L を超えるビン詰等された日本ワインを輸出する場合には、酒類総合研究所が発行する証明書の添付、又は酒類総合研究所により承認を受けた生産者が作成する自己証明の添付が必要となる。自己証明書の様式については、2019 年 2 月 1 日に行われた日 EU・EPA のぶどう酒に関する作業部会第 1 回会合の場で採択されたものを用いるとされる。会合の結果および自己証明書の様式は、[外務省ウェブサイト](#)で確認できる。

EU 向けに、日本ワインを輸出する際の証明書の発行、または自己証明を行う生産者としての承認を受けるための手続きについては、以下のウェブサイトの「1. 日本ワインを輸出

する場合」を参照。

「[EU 及び北アイルランド向け輸出ワインの分析・証明及び自己証明制度について](#)」（酒類総合研究所）

酒類総合研究所の問い合わせ先：

独立行政法人酒類総合研究所
 広報・産業技術支援部門
 TEL：082-420-0800

日 EU・EPA におけるワインの非関税障壁をめぐる交渉結果に関しては、ジェトロビジネス短信「[ワインの交渉結果を国税庁が解説ー日 EU・EPA ビジネスセミナーー](#)」（2018 年 6 月 18 日）でも紹介している。また、日 EU・EPA におけるワインの自己証明製造者認定制度については、ジェトロビジネス短信「[中央葡萄酒、EU 向け日本ワイン輸出の自己証明製造者として承認](#)」（2019 年 8 月 9 日）も参照のこと。

4. ワイン・蒸留酒（スピリッツ）に関する容量規制

(1) 適用法令

包装済み製品の容量サイズに関するルールを規定し、理事会指令 75/106/EEC ならびに 80/232/EEC を廃止し、かつ理事会指令 76/211/EEC を改正する 2007 年 9 月 5 日付欧州議会および理事会指令 2007/45/EC（2007 年 9 月 21 日付官報 L247 掲載）

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32007L0045>

EU では、ワイン、蒸留酒（スピリッツ）について容量規制が設けられている。すなわち、ワイン、スピリッツについては、一定のサイズの容器でのみ販売が認められている。EU に輸出、販売するためには、この容量規制を遵守しなければならない（次表参照）。なお、前述の通り、日 EU 経済連携協定（EPA）により日本産の単式蒸留焼酎は、四合瓶または一升瓶での EU 向け輸出が可能となった。

ワイン、蒸留酒（スピリッツ）への容量サイズ規制一覧

非発泡性ワイン	容量 100～1,500 ml の間で、以下の 8 種類の容量のみ： 100 ml — 187 ml — 250 ml — 375 ml — 500 ml — 750 ml — 1,000 ml — 1,500 ml
イエローワイン	容量 100～1 500 ml の間で、以下の容量のみ： 620 ml
発泡性ワイン	容量 125～1,500 ml の間で、以下の 5 種類の容量のみ： 125 ml — 200 ml — 375 ml — 750 ml — 1,500 ml

リキュールワイン	容量 100～1,500 ml の間で、以下の 7 種類の容量のみ： 100 ml — 200 ml — 375 ml — 500 ml — 750 ml — 1,000 ml — 1,500 ml
混成ワイン	容量 100～1,500 ml の間で、以下の 7 種類の容量のみ： 100 ml — 200 ml — 375 ml — 500 ml — 750 ml — 1,000 ml — 1,500 ml
蒸留酒（スピリッツ）	容量 100～2,000 ml の間で、以下の 9 種類の容量のみ： 100 ml — 200 ml — 350 ml — 500 ml — 700 ml — 1,000 ml — 1,500 ml — 1,750 ml — 2,000 ml ただし、日本産の単式蒸留焼酎については、720ml（四合）または 1800ml（一升）も可

出所：理事会指令 2007/45/EC（付属書セクション 1）、規則 2019/787

ワイン、スピリッツの容量規制は、EU レベルで加盟国法が守るべき枠組みを定めた「指令」によって法制化されており、実際に適用される各加盟国におけるルールは各国法を確認する必要がある。

欧州委員会は 2015 年 10 月 11 日までに、それ以降は 10 年ごとに欧州議会、理事会および欧州経済社会評議会に本指令適用の効果に関する報告書を提出する。その際、必要であれば指令の改正を提案することになっている。

5. その他、アルコール飲料に関する規制

アルコール飲料に関するラベル表示（アルコール度数の表示、アルコール飲料の栄養表示・成分リストの表示）については、以下のリンクを参照。

ジェトロ：[「EU 輸入管理その他 食品ラベル表示、添加物に関する規制」](#)